

－ 墜落制止用器具の使用が必要な場所 －

「特別教育」を受講したうえで、「墜落制止用器具(以下フルハーネス)」の使用が必要となる場所は、以下の場所ですが

- ・「作業床」の条件を満たしていない箇所
- ・高所作業車の作業床(垂直昇降式を除く)



当社としては、使用場所かどうかの判断を明確にするために上記の場所に加えて

高さ2mを超える「足場」の床上での作業をフルハーネスの使用が必要な場所とします  
(ただし、作業床高さ5m未満の場所に限り、新規格の胴ベルト型墜落制止用器具を使用する事を認めます)

**注意!** ランヤードのショックアブソーバによっては、高さ5m未満での使用を不可としている製品もありますので、使用高さの制限を各自で確認し、墜落に対して有効なフルハーネス及びランヤードを、高さに応じて選び使用するよう配慮をお願いします。(下記の第一種、第二種はともに高さ5m未満では使用不可)

「墜落制止用器具の規格」に基づく表示		
フルハーネス型 種類	第一種 種別	100kg 使用可能質量
2.3m 最大自由落下距離	4.3m 落下距離	裏に記載 製造年月

「墜落制止用器具の規格」に基づく表示		
フルハーネス型 種類	第二種 種別	100kg 使用可能質量
4.0m 最大自由落下距離	6.0m 落下距離	裏に記載 製造年月

**2022.1月より従来の「安全帯」は使用禁止となります**

新発田建設の安全ルール

§. 床の幅が40cm以上、床材間の隙間が3cm未満、床材と建地との隙間を12cm未満とし高さ85cm以上の位置に丈夫な手摺、35～50cm位置に中棧を備えた足場は作業床として墜落制止用器具の使用は不要ですが、作業の都合で手摺を外す、などの事態を想定し当社では高さ2m以上の足場は「墜落制止用器具(フルハーネス)」の使用をルールとします